

毎週火、金曜日発行（但休日等ある場合は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇告示 家畜伝染病予防法による豚丹毒予防注射等の実施

新たに行為なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書の写し等の縦覧  
土地改良区の定款の変更の認可  
生活保護法による医療機関の指定  
草地改良事業計画  
◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

## 告 示

鳥取県告示第二百九十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚丹毒予防注射、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律

第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚及び牛の所有者に対して注射、検査及びだに駆除を受けることを命ずる。

昭和三十九年五月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

- 一 実施の目的 豚丹毒、ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚丹毒予防注射  
豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。  
ピロプラズマ病検査及びだに駆除  
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法  
豚丹毒予防注射…豚丹毒乾燥予防液皮下注射

ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査  
に駆除 BHC散布

別表 豚丹毒予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
五月 十五日	気高郡気高町	各豚舎巡廻
" 十八日	"	"
" 十九日	"	"
" 二十日	"	"
" 二十一日	"	"
" 二十二日	"	"
" 二十五日	"	"
" 二十六日	鹿野町	"
" 二十七日	"	"
ピロプラズマ病検査		
実施期日	実施区域	実施場所
五月 十五日	新山、新屋、萩原検診場	
" " "	下萩、滑、多里	
" 十六日	河上、宮内、矢戸	

" 十八日	"	三栄、丸山、霞
" 十九日	"	上阿昆縁、大菅、戸波、下阿昆縁
" 二十日	"	折渡、下栗谷、印賀、宝谷
" 二十一日	"	中津合、中原、本山
" 二十二日	"	福塚、神戸、中野
" 二十三日	"	上坂、豊栄、井原
" 二十五日	"	笠木、茶屋、小濁
" 二十六日	"	熊谷、佐木谷、福万来
" 二十七日	"	原、市場、無坂、立岩
" 二十八日	"	上石見、谷川、宗金、野田
" 二十九日	"	洞、元庄屋、東ノ原、山根
" 三十日	"	上花口、下花口、大原
ピロプラズマ病検査及びに駆除		
実施期日	実施区域	実施場所
五月二十五日	溝口町	大滝検診場
" 二十六日	"	大内
" 二十七日	江府町	下蚊屋

鳥取県告示第二百九十二号

昭和三十八年十一月二十五日付けで北条砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(畑地かんがい)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八十条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和三十九年五月十二日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 縦覧期間  
昭和三十九年五月十五日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡北条町大字弓原 北条砂丘土地改良区事務所

三 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区及び東郷湖周辺土地改良区の定款の変更を、昭和三十九年五月七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年五月十二日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏



公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

道路交通法(昭和二十五年法律第五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年五月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十九年五月二十一日 午後一時から  
鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 鳥取市南本寺町六六	自動車運転者	西尾	義勝	四〇	四十年
(2) 八頭郡用瀬町大字別府一五五	自動車運転者	田中	利明	四〇	四十年
(3) 鳥取市浜坂二七四	自動車運転者	村尾	勇	四〇	四十年
(4) 鳥取市竹生四、二〇二	自動車運転者	村尾	勇	四〇	四十年

福兼原	溝口町福兼 田村正人ほか九名 溝口町添谷 本庄 毅ほか四十七名	溝口町福兼 田村正人ほか九名 溝口町添谷 本庄 毅ほか四十七名	草地改良 飲雑用水施設 看視舎 隔障物 道路	四、五三二メートル	八三七	四十年
-----	--	--	------------------------------------	-----------	-----	-----

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

道路交通法(昭和二十五年法律第五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年五月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

二 米子地区

1 聴聞の期日及び場所  
昭和三十九年五月二十八日 午後一時三十分から  
米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市榎原一、三四九	自動車運転者	原田	順三
(2) 米子市夜見町一、三五二の一	自動車運転者	宇津宮	薫
(3) 米子市栴町一丁目一八八	自動車運転者	福島	忠輝
(4) 日野郡日南町阿毘縁二、〇二七	自動車運転者	藤原	征喜
(5) 米子市尾高町トリア商事内	自動車運転者	植田	敬治
(6) 西伯郡淀江町大字本宮二六八	自動車運転者	本田	雅美
(7) 八頭郡智頭町大字中原一、一八の四	自動車運転者	葉狩	確治
(8) 川上善寛	自動車運転者	川上	善寛
(9) 鳥取市二階町二丁目一五	自動車運転者	前田	政幸
(10) 鳥取市西品治町七八〇	自動車運転者	前田	孝寿